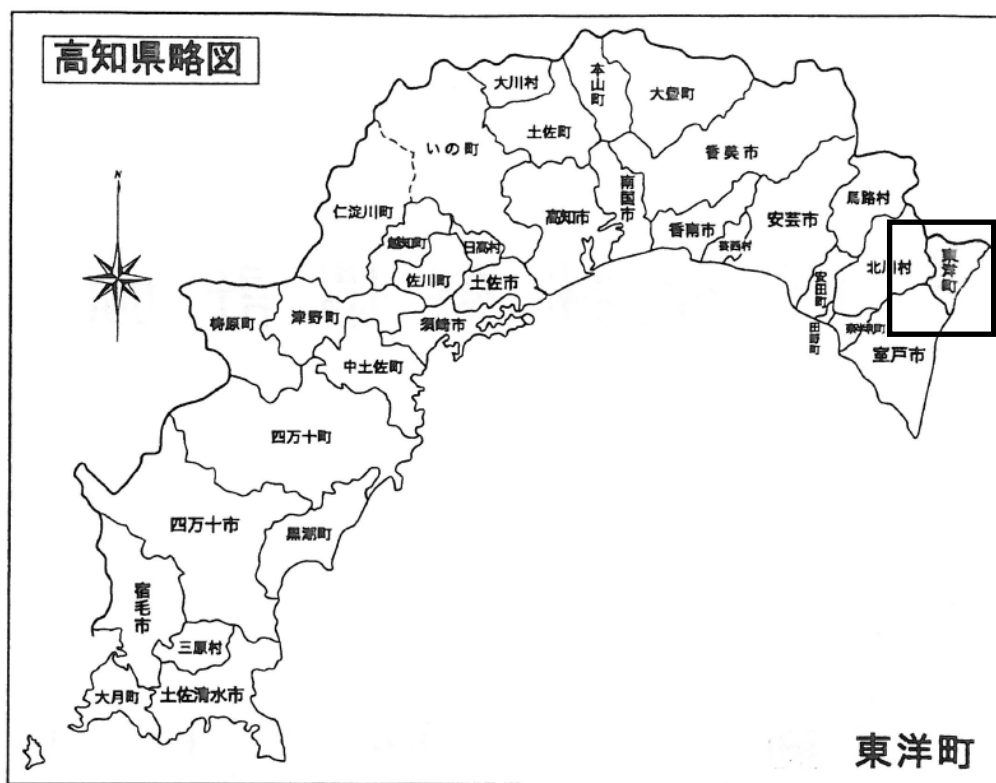


東洋町森林整備計画

計 画 期 間 自令和 5 年 4 月 1 日
至令和 15 年 3 月 31 日

高 知 県

東 洋 町



I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理体制の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム に関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	24

第 8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	28
3	林野火災の予防の方法	28
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	28
5	その他必要な事項	28
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	30
4	その他必要な事項	30
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	31
2	生活環境の整備に関する事項	31
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	31
4	森林の総合利用の推進に関する事項	31
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	32
7	その他必要な事項	32

○別紙 1 松くい虫の被害対策事業量(計画)

○参考資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の民有林面積は 5,403ha、蓄積は 1,768 千 m^3 であり、国有林 987ha を含めると町土面積約 86%を森林が占めています。

森林は林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついています。

さらに地球温暖化を防止するための CO_2 の吸収・貯蔵の機能等森林の重要性は地球規模で考えなければなりません。

この貴重な森林資源の本町の現況をみると、戦後営々と続けられてきた造林の推進により、民有林の人工林面積は2,843haで、人工林率は53%となっており、優良な人工林が形成されております。これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

このような状況から今後の森林施業は、間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、経済性重視の単層林のみの施業を見直し、長伐期施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源の涵養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。

そのため、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進する一方、森林組合や林業事業体等の育成・強化、環境保全の積極的な啓蒙などを通じて、森林所有者へ環境に配慮した経営への意識の向上を図ります。

2 森林整備の基本方針

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等

に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を次の表のとおりとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件等や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
イ 山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

ウ 快適環境 形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
エ 保健・レクリ エーション 機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
カ 生物多様性 保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等 生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

- 注１：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- ２：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業体等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託の促進等を進めます。また、長伐期化に対応した繰り返し間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業の実施など、地域の森林資源を効率的に利用するため、林業関係者等が一体となり高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図れるよう努めるものとします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35 年	40年 (20年)	10年	15 年

注）その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮します。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行います。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮します。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆 伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択 伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採と

します。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の（１）から（５）までに留意することとします。

- （１）森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- （２）森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- （３）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとし、特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- （４）林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- （５）上記（１）から（４）に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえます。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行います。

３ その他必要な事項

特にありません。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種として下記の樹種を選定して造林を行うこととします。

なお、広葉樹林の伐採後は、天然力による更新を主とし、必要に応じて更新補助作業を行うこととします。

また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は東洋町産業建設課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、マツ類 等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は東洋町産業建設課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1,500～2,500 本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500 本/ha	
	密 仕 立 て	3,500～4,500 本/ha	
マツ類	中 仕 立 て	3,000 本/ha	
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1,000～2,000 本/ha	
広葉樹	疎 仕 立 て	1,500～2,500 本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500 本/ha	

注) その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して下記のとおりとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れ

たものの導入や少花粉等の花粉源対策に資する苗木等の採用に努めるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に雑木を切り残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮します。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧に行います。
植栽の時期	乾燥時期を避け、1月中旬から4月末までに行います。 なお、コンテナ苗については、時期を指定しないものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から「3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」に定める森林など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林をするものとします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に人工造林をするものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

なお、県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることを旨とします。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めます。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は下記のとおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

す。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽かきの標準的な方法を下記のとおりとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとします。

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとします。
刈出し	天然稚樹の成育が下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとします。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとします。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものは掻きとります。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を超えない期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

安芸地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保します。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)「人工造林の対象樹種」によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)「天然更新の対象樹種」によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

5 その他必要な事項

特にありません。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について下記のとおりとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により 1 ha 当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し、樹形級区分と樹間距離を目安に選定します。 間伐率について、材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は 1 不良木、2 被圧木、3 優勢木とします。なお、表中、間伐の時期については、地位は 5 区分の上位より 2 番目（マツは 3 区分の中位）、植栽本数は 3,000 本、収量比数は 0.8 とした場合の間伐時期の目安を 5 の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	

列状間伐の実施に当たっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。列状間伐は伐出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔をおいて、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐に当たっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐採の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1 回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3 残 1 伐～2 残 1 伐による本数間伐率 25～33% とします。また、伐採列 1 列当たりの幅は、標準地調査による 1 ha 当たりの現存本数から算出した樹幹距離のおおむね 2 倍以内とすることを標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下記のとおりとします。

保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法
		1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
下刈	スギ	1回	1	1	1	1	1							植栽木が下草より抜出るまで行います。実施時期は、5月～8月頃を目安とします。
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1	1						
つる切り	スギ											1		下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。
	ヒノキ												1	
除伐	スギ											1		造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去し、実施時期は8～11月頃を目安とします。
	ヒノキ												1	

3 その他必要な事項

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等については、別紙参考資料の通りです。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、下記のとおりとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(1) 区域の設定

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。該当区域については、別表1のとおりです。

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として下記に該当する森林について区域を設定します。該当区域については、別表1のとおりです。

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

ウ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア、イに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林。該当区域については、別表1のとおりです。

(2) 施業の方法

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

主伐の伐期齢の下限は、下表のとおり標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とし、当該森林の区域については、別表 2 のとおりです。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
全域	45 年	55 年	45 年	50 年	20 年	25 年

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

施業の方法として、(1) のイの (ア) に掲げる土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、(1) のイの (イ) に掲げる快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、(1) のイの (ウ) に掲げる保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、(1) のウに掲げるその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進するものとします。

また、(1) のイの (ア) から (ウ) に掲げる森林については原則として複層林施業を推進すべき森林としますが複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	70 年	90 年	70 年	80 年	20 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。該当区域については別表1のとおりです。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」とします。該当区域については別表1のとおりです。

この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう定めます。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 - 1(一部), 1 - 2(一部), 2 - 1(一部), 3 - 1(一部), 4 - 1(一部), 5 - 1(一部), 5 - 2(一部), 6 - 1(一部), 7 - 2(一部), 8 - 1, 8 - 2, 8 - 3, 8 - 4, 8 - 5, 8 - 6, 9 - 1, 9 - 2, 9 - 3, 10 - 1, 10 - 2, 11 - 1, 11 - 2, 12 - 1, 13 - 1, 14 - 3, 14 - 4, 15 - 1, 15 - 2, 15 - 3, 16 - 1, 16 - 2, 17 - 1, 17 - 2, 17 - 3, 18 - 1, 18 - 2, 19 - 1, 19 - 2, 19 - 3, 20 - 1, 20 - 3, 21 - 1, 21 - 2, 22 - 1, 22 - 2, 22 - 3, 23 - 1, 23 - 2, 23 - 3, 24 - 1, 24 - 2, 24 - 3, 25 - 1, 25 - 2, 26 - 1, 26 - 2, 27 - 1, 27 - 2, 27 - 3, 28 - 1, 28 - 2, 29 - 1, 30 - 1, 30 - 2, 31 - 1, 31 - 2, 31 - 3, 32 - 1, 32 - 2, 33 - 1, 33 - 2, 33 - 3, 33 - 4, 33 - 5(一部), 33 - 6, 34 - 1, 34 - 2, 34 - 3, 35 - 1, 35 - 2, 35 - 3, 36 - 1, 36 - 2, 36 - 3, 36 - 4, 36 - 5, 37 - 1, 38 - 1(一部), 39 - 1(一部), 39 - 2, 39 - 3, 40 - 1, 40 - 2, 40 - 3, 40 - 4, 41 - 1, 41 - 2, 41 - 3, 41 - 4, 42 - 1, 42 - 2, 42 - 3, 42 - 4, 42 - 5, 42 - 6, 42 - 7, 43 - 1, 43 - 2, 43 - 3, 43 - 4, 43 - 5, 43 - 6, 43 - 7, 44 - 1, 44 - 2, 45 - 1, 45 - 2, 45 - 3(一部), 45 - 4, 46 - 1, 46 - 2, 46 - 3, 47 - 1, 47 - 2, 47 - 3, 47 - 4, 48 - 1, 48 - 2, 49 - 1, 49 - 2, 49 - 3, 49 - 4, 49 - 5, 49 - 6, 50 - 1, 50 - 2, 50 - 3, 50 - 4, 50 - 5, 50 - 6, 51 - 1, 51 - 2, 51 - 3, 51 - 4, 51 - 5, 52 - 1, 52 - 2, 52 - 3, 52 - 4, 53 - 1, 53 - 2, 53 - 3, 53 - 4, 53 - 5, 53 - 6, 53 - 7, 54 - 1, 54 - 2, 55 - 1, 55 - 2, 55 - 3, 56 - 1, 56 - 2, 56 - 3, 56 - 4, 57 - 1, 57 - 2, 57 - 3, 57 - 4, 58 - 1, 58 - 2, 58 - 3, 59 - 1(一部), 59 - 2, 59 - 3, 59 - 4(一部), 60 - 1, 60 - 2, 60 - 3, 60 - 4, 60 - 5, 60 - 6, 60 - 7, 60 - 8, 61 - 1, 61 - 2, 61 - 3, 62 - 1, 62 - 2, 63 - 1, 63 - 2, 64 - 1, 64 - 2, 64 - 3, 65 - 1, 65 - 2, 65 - 3, 65 - 4, 65 - 5, 66 - 1, 66 - 2, 66 - 3, 67 - 1, 67 - 2, 67 - 3, 68 - 1, 68 - 2, 68 - 3, 68 - 4, 69 - 1, 69 - 2, 69 - 3, 69 - 4, 70 - 1, 70 - 2, 70 - 3, 70 - 4(一部), 71 - 1, 71 - 2, 71 - 3	5,181.26
土地に関する災害の防止及	9 - 2(一部), 16 - 1, 16 - 2(一部), 17 - 1(一部),	409.00

び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19 - 2(一部), 19 - 3(一部), 20 - 1(一部), 21 - 1(一部), 21 - 2(一部), 35 - 1(一部), 38 - 1(一部), 39 - 1(一部), 42 - 1(一部), 43 - 3(一部), 44 - 1(一部), 48 - 2(一部), 49 - 1(一部), 51 - 4(一部), 52 - 1(一部), 54 - 1(一部)	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	59-1 (一部) , 59-4 (一部) , 70-4 (一部)	21.51
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-1 (一部) , 1-2 (一部) , 2-1 (一部), 3-1 (一部) , 4-1 (一部) , 5-1 (一部) , 5-2 (一部) , 6-1 (一部) , 7-1, 7-2 (一部) , 70-4 (一部) , 71-4	210.37
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 - 1, 1 - 2, 2 - 1, 3 - 1, 4 - 1, 5 - 1, 5 - 2, 6 - 1, 7 - 1, 7 - 2, 8 - 1, 8 - 2, 8 - 3, 8 - 4, 8 - 5, 8 - 6, 9 - 1, 9 - 2, 9 - 3, 10 - 1, 10 - 2, 11 - 1, 11 - 2, 12 - 1, 13 - 1, 14 - 1, 14 - 2, 14 - 3, 14 - 4, 15 - 1, 15 - 2, 15 - 3, 16 - 1, 16 - 2, 17 - 1, 17 - 2, 17 - 3, 18 - 1, 18 - 2, 19 - 1, 19 - 2, 19 - 3, 20 - 1, 20 - 2, 20 - 3, 21 - 1, 21 - 2, 22 - 1, 22 - 2, 22 - 3, 23 - 1, 23 - 2, 23 - 3, 24 - 1, 24 - 2, 24 - 3, 25 - 1, 25 - 2, 26 - 1, 26 - 2, 27 - 1, 27 - 2, 27 - 3, 28 - 1, 28 - 2, 29 - 1, 30 - 1, 30 - 2, 31 - 1, 31 - 2, 31 - 3, 32 - 1, 32 - 2, 33 - 1, 33 - 2, 33 - 3, 33 - 4, 33 - 5, 33 - 6, 34 - 1, 34 - 2, 34 - 3, 35 - 1, 35 - 2, 35 - 3, 36 - 1, 36 - 2, 36 - 3, 36 - 4, 36 - 5, 37 - 1, 38 - 1, 39 - 1, 39 - 2, 39 - 3, 40 - 1, 40 - 2, 40 - 3, 40 - 4, 41 - 1, 41 - 2, 41 - 3, 41 - 4, 42 - 1, 42 - 2, 42 - 3, 42 - 4, 42 - 5, 42 - 6, 42 - 7, 43 - 1, 43 - 2, 43 - 3, 43 - 4, 43 - 5, 43 - 6, 43 - 7, 44 - 1, 44 - 2, 45 - 1, 45 - 2, 45 - 3, 45 - 4, 46 - 1, 46 - 2, 46 - 3, 47 - 1, 47 - 2, 47 - 3, 47 - 4, 48 - 1, 48 - 2, 49 - 1, 49 - 2, 49 - 3, 49 - 4, 49 - 5, 49 - 6, 50 - 1, 50 - 2, 50 - 3, 50 - 4, 50 - 5, 50 - 6, 51 - 1, 51 - 2, 51 - 3, 51 - 4, 51 - 5, 52 - 1, 52 - 2, 52 - 3, 52 - 4, 53 - 1, 53 - 2, 53 - 3, 53 - 4, 53 - 5, 53 - 6, 53 - 7,	5,391.63

	54 - 1, 54 - 2, 55 - 1, 55 - 2, 55 - 3, 56 - 1, 56 - 2, 56 - 3, 56 - 4, 57 - 1, 57 - 2, 57 - 3, 57 - 4, 58 - 1, 58 - 2, 58 - 3, 59 - 1(一部), 59 - 2, 59 - 3, 59 - 4(一部), 60 - 1, 60 - 2, 60 - 3, 60 - 4, 60 - 5, 60 - 6, 60 - 7, 60 - 8, 61 - 1, 61 - 2, 61 - 3, 62 - 1, 62 - 2, 63 - 1, 63 - 2, 64 - 1, 64 - 2, 64 - 3, 65 - 1, 65 - 2, 65 - 3, 65 - 4, 65 - 5, 66 - 1, 66 - 2, 66 - 3, 67 - 1, 67 - 2, 67 - 3, 68 - 1, 68 - 2, 68 - 3, 68 - 4, 69 - 1, 69 - 2, 69 - 3, 69 - 4, 70 - 1, 70 - 2, 70 - 3, 70 - 4, 71 - 1, 71 - 2, 71 - 3, 71 - 4	
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1 - 1(一部), 1 - 2(一部), 2 - 1(一部), 3 - 1(一部), 4 - 1(一部), 5 - 1(一部), 5 - 2(一部), 6 - 1(一部), 7 - 2(一部), 8 - 1, 8 - 2, 8 - 3, 8 - 4, 8 - 5, 8 - 6, 9 - 1, 9 - 2(一部), 9 - 3, 10 - 1, 10 - 2, 11 - 1, 11 - 2, 12 - 1, 13 - 1, 14 - 3, 14 - 4, 15 - 1, 15 - 2, 15 - 3, 16 - 2(一部), 17 - 1(一部), 17 - 2, 17 - 3, 18 - 1, 18 - 2, 19 - 1, 19 - 2(一部), 19 - 3(一部), 20 - 1(一部), 20 - 3, 21 - 1(一部), 21 - 2(一部), 22 - 1, 22 - 2, 22 - 3, 23 - 1, 23 - 2, 23 - 3, 24 - 1, 24 - 2, 24 - 3, 25 - 1, 25 - 2, 26 - 1, 26 - 2, 27 - 1, 27 - 2, 27 - 3, 28 - 1, 28 - 2, 29 - 1, 30 - 1, 30 - 2, 31 - 1, 31 - 2, 31 - 3, 32 - 1, 32 - 2, 33 - 1, 33 - 2, 33 - 3, 33 - 4, 33 - 6, 34 - 1, 34 - 2, 34 - 3, 35 - 1(一部), 35 - 2, 35 - 3, 36 - 1, 36 - 2, 36 - 3, 36 - 4, 36 - 5, 37 - 1, 39 - 2, 39 - 3, 40 - 1, 40 - 2, 40 - 3, 40 - 4, 41 - 1, 41 - 2, 41 - 3, 41 - 4, 42 - 1(一部), 42 - 2, 42 - 3, 42 - 4, 42 - 5, 42 - 6, 42 - 7, 43 - 1, 43 - 2, 43 - 3(一部), 43 - 4, 43 - 5, 43 - 6, 43 - 7, 44 - 1(一部), 44 - 2, 45 - 1, 45 - 2, 45 - 4, 46 - 1, 46 - 2, 46 - 3, 47 - 1, 47 - 2, 47 - 3, 47 - 4, 48 - 1, 48 - 2(一部), 49 - 1(一部), 49 - 2, 49 - 3, 49 - 4, 49 - 5,	4, 419.72

		49 - 6, 50 - 1, 50 - 2, 50 - 3, 50 - 4, 50 - 5, 50 - 6, 51 - 1, 51 - 2, 51 - 3, 51 - 4(一部), 51 - 5, 52 - 1(一部), 52 - 2, 52 - 3, 52 - 4, 53 - 1, 53 - 2, 53 - 3, 53 - 4, 53 - 5, 53 - 6, 53 - 7, 54 - 1(一部), 54 - 2, 55 - 1, 55 - 2, 55 - 3, 56 - 1, 56 - 2, 56 - 3, 56 - 4, 57 - 1, 57 - 2, 57 - 3, 57 - 4, 58 - 1, 58 - 2, 58 - 3, 59 - 1(一部), 59 - 2, 59 - 3, 59 - 4(一部), 60 - 1, 60 - 2, 60 - 3, 60 - 4, 60 - 5, 60 - 6, 60 - 7, 60 - 8, 61 - 1, 61 - 2, 61 - 3, 62 - 1, 62 - 2, 63 - 1, 63 - 2, 64 - 1, 64 - 2, 64 - 3, 65 - 1, 65 - 2, 65 - 3, 65 - 4, 65 - 5, 66 - 1, 66 - 2, 66 - 3, 67 - 1, 67 - 2, 67 - 3, 68 - 1, 68 - 2, 68 - 3, 68 - 4, 69 - 1, 69 - 2, 69 - 3, 69 - 4, 70 - 1, 70 - 2, 70 - 3, 70 - 4(一部), 71 - 1, 71 - 2, 71 - 3	
長伐期施業を推進すべき森林		1 - 1(一部), 1 - 2(一部), 2 - 1(一部), 3 - 1(一部), 4 - 1(一部), 5 - 1(一部), 5 - 2(一部), 6 - 1(一部), 7 - 1, 7 - 2(一部), 9 - 2(一部), 16 - 1, 16 - 2(一部), 17 - 1(一部), 19 - 2(一部), 19 - 3(一部), 20 - 1(一部), 21 - 1(一部), 21 - 2(一部), 35 - 1(一部), 42 - 1(一部), 43 - 3(一部), 44 - 1(一部), 48 - 2(一部), 49 - 1(一部), 51 - 4(一部), 52 - 1(一部), 54 - 1(一部), 59 - 1(一部), 59 - 4(一部), 70 - 4(一部), 71 - 4	490.84
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項
該当ありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

後継者不足や不在村地主等で直接施業が出来ない森林所有者に対しては、森林組合など専門機関への受委託による方法を斡旋し適切かつ計画的な森林施業が行えるよう努めます。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

在村森林所有者には、町の広報等を活用した働きかけを行うこととします。また、森林の施業又は受託等必要な情報提供や助言を行い、合意形成の促進を図ります。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合などの事業体は、施業又は経営の受託をすることにより森林所有者に不利益を被らされることのないよう、予め果たすべき責務等の施業又は受託内容について明らかにすることとします。

森林所有者は、内容について十分に確認及び理解したうえで森林組合などの事業体に施業又は経営の委託等を行うものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を継続的に行うことをいう。以下同じ）を森林所有者自らが実行できない場合には、本町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、本町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用するものとします。

5 その他必要な事項

該当ありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の参加を働きかけるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては森林組合と連携するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意するものとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一が（1）又は（2）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、効率的な作業システムの考え方については、安芸地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については下記のとおりです。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、高知県林業専用道作設指針（平成24年3月1日付け高知県治山林道課）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

基幹路網の整備計画については、下記のとおりです。

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (大字等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	大字野根 字真砂瀬乙	真砂瀬	4,600	317	—	①	
開設	自動車道	林道	大字野根 字檜地乙	檜 地	900	499	—	②	
開設	自動車道	林道	大字野根 字東五代	別 役	800	286	—	③	
開設	自動車道	林道	大字生見	杉 谷	1,500	67	—	④	
開設	自動車道	林道	大字河内	鴻ヶ峰	1,500	37	—	⑤	
開設	自動車道	林道	大字野根 字押野甲	押 野	4,500	945	—	⑥	
拡張 (橋梁改良)	自動車道		大字甲浦	甲浦	1箇所	6	○		
拡張 (橋梁改良)	自動車道		大字河内	河内	2箇所	569	○		
拡張 (橋梁改良)	自動車道		大字河内	角廻	1箇所	91	○		
開設 計					6路線 13,800m				
拡張 計			橋梁改良		3路線 4箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施事項」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（令和4年4月1日高知県木材増産推進課）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（令和4年4月1日高知県木材増産推進課）に基づき、

森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設など、森林の整備のために必要な施設の整備は下記のとおりです。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事するものの養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進します。また、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図るものとします。

これらと合わせ、森林組合等の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあっては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 集材 造材 運材	緩傾斜地 (0° ～15°)	伐倒 チェンソー 集材 集材機、 スイングヤーダ 造材 プロセッサー、 ハーベスタ	伐倒 チェンソー 集材 集材機、トラクター (ラジキャリー含む) タワーヤーダ、スイングヤーダ 造材 プロセッサー、ハーベスタ 運材 フォワーダ
	傾斜地 (15° 以上)	伐倒 チェンソー 集材 集材機 スイングヤーダ 造材 プロセッサー、 ハーベスタ	伐倒 チェンソー 集材 集材機 (H型、ラジキャリー含む) タワーヤーダ、スイングヤーダ 造材 プロセッサー、ハーベスタ 運材 フォワーダ
造林 保育 等	地 拵 下刈	人力 刈払機、チェンソー	人力 刈払機、チェンソー
	除間伐 枝打	人力 刈払機、チェンソー	人力 刈払機、チェンソー

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となった合理的な木材生産・流通システムの確立を図り、地域材の産地形成の推進など地域の関係者の合意形成に努めるものとします。

また、林産業の強化を図り、地元森林組合の取扱いのウエイトを高め、組合の組織強化を充実させるものとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
個人製材所	甲浦	300m ³					
備長炭生産	相間	400 t					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進します。

対象鳥獣がニホンジカにあつては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進します。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整します。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1～71	5,402.91

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、県、市町村及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努めます。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見に努めます。

また、海岸部に広がる松林を被害拡大防止森林とし、補助事業の活用による樹幹注入等の予防に努め、併せて被害木の伐倒駆除を実施します。なお、事業を実施する林分は下記のとおりとし、当面5年間の計画について、別紙1松くい虫の被害対策事業量(計画)に基づき実施します。

松くい虫被害対策事業を実施する林分

森 林 の 区 域	備 考
59-1 (一部), 59-4 (一部), 70-4 (一部)	樹幹注入、伐倒駆除

(2) その他

森林病虫害等の駆除又は予防に関しては、関係機関が連携して対処し、地域の体制づくりに協力するものとします。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととします。

有害鳥獣による獣害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切に対応します。特に、シカに対しては、猟友会による駆除や防護柵、捕獲檻の設置等により被害を防ぐ取り組みを促進します。

また、予察計画による町内全域の捕獲推進(報償金制度)の取り組みを強化していきます。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置等に努めるとともに、「山火事防止」の標識等を活用し林野火災防止の意識の啓発に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を充分検討し、周囲への延焼を防ぐものとします。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び東洋町火入れに関する条例の手続きに従い適切に行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の

維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、下記のとおりです。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
	該 当 な し	

(2) その他

1 から 4 までのほか森林所有者等による巡視等、森林の保護を図るための取り組みを推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
該 当 な し								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該 当 な し	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該 当 な し

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備考
該 当 な し		

4 その他必要な事項

特にありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、森林管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規程に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
東洋町 ①	38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71	2,380.34
東洋町 ②	16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37	1,796.77
東洋町 ③	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15	1,225.80

2 生活環境の整備に関する事項

山村地域における生活環境の整備等に努めるものとします。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

「土佐備長炭」の技術伝承のための研修窯の設置や生産増強を図ります。
木炭等特用林産物の品質の向上を図り、生産者の福祉向上に努めます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(1) 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

野根川の流域に属する本町では、これまで森林・林業に対し経済的な尺度としての意識が高かった時代から環境財としての価値観へと町民の意識が変化してきており、今後もさらにその傾向は加速されていくことが予想されます。このため、町の有する森林を住民の意識高揚の場として提供し、住民参加による植樹など森づくりの体験作業を通して森林整備に対する関心を、さらに呼び起こし全住民が一体となって森林の保全が図られるよう努めます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 森林管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の所有者への意向調査の実施結果を踏まえ経営管理権の設定を行うこととします。

(2) 計画期間内における市町村経営管理事業計画

経営管理権の設定をした区域のうち、自然状態等に照らして林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適切な切り捨て間伐等の保育に努め、これを計画することとします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考
—	—	—	—

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び森林の利用方法に関する事項

森林・林業に関する知識や技術向上などを広く住民に理解してもらうため、森林・林業及び環境保全に関する普及・啓発に努めます。

(2) 森林に関するPR

森林の有する多面的機能や森林の現況等に関する情報を、インターネット、その他の各種メディアを通じて広くPRに努め、住民等への森林及び林業に対する理解と関心を深めます。

(3) 保安林等の施業制限林に関する事項

保安林その他法令により施業に制限を受けている森林については、当該制限に従って施業が実施されるよう管理に努めます。

また、町有林においても適切な森林整備を実施するよう努めます。

別紙 1
松くい虫の被害対策事業量(計画) (令和5年度～令和9年度)

区分 / 年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	対象区域
駆除措置	伐倒駆除 (m³)	5	5	5	5	5	59-1 (一部) , 59-4 (一部) , 70-4 (一部)
	計	5	5	5	5	5	
予防措置	樹幹注入 (ha)	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	

※材積は立法メートル単位とし、立法メートル未満は四捨五入し, 整数止。
※面積については、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入し, 整数止。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総 計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	平成22年	2,947 (100.0)	1,423	1,524	261	141	120	249	146	103	340	175	165	902	462	440	1,195	499	696
	平成27年	2,584 (100.0)	1,270	1,314	190	92	98	181	117	64	332	177	155	720	373	347	1,161	511	650
	令和2年	2,194 (100.0)	1,085	1,109	133	66	67	154	92	62	229	136	93	562	300	262	1,116	491	625
	平成22年	100.0	48.3	51.7	100.0	54.0	46.0	100.0	58.6	41.4	100.0	51.5	48.5	100.0	51.2	48.8	100.0	41.8	58.2
	平成27年	100.0	49.1	50.9	100.0	48.4	51.6	100.0	64.6	35.4	100.0	53.3	46.7	100.0	51.8	48.2	100.0	44.0	56.0
	令和2年	100.0	49.5	50.5	100.0	49.6	50.4	100.0	59.7	40.3	100.0	59.4	40.6	100.0	53.4	46.6	100.0	44.0	56.0

1. 資料は、国勢調査より。
2. 65歳以上に、年齢不詳を含む。
3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	平成22年	1,118	118	13	195	326	222	570
	平成27年	1,028	99	21	154	274	194	560
	令和2年	951	110	21	105	236	184	531
	平成22年	100.0	10.6	1.2	17.4	29.2	19.9	51.0
	平成27年	100.0	9.6	2.0	15.0	26.7	18.9	54.5
	令和2年	100.0	11.6	2.2	11.0	24.8	19.3	55.8

1. 資料は国勢調査より。
2. 「総数」は、第1次～第3次産業の分類が不能な産業を含む。

(2) 土地利用

(単位:ha)

	年次	総土地面積	耕 地 面 積				草地面積		林野面積			その他面積	
			計	田	畑	樹園地			計	森林	原野		
	平成22年	7,410	112	77	4	31	1	－	6,379	6,379	－	918	－
	平成27年	7,406	122	90	3	29	－	－	6,376	6,376	－	908	－
	令和2年	7,402	103	80	3	20	－	－	6,365	6,365	－	934	－
	平成22年	100.0	1.5	1.0	0.1	0.4	0.01	－	86.1	86.1	－	12.4	－
	平成27年	100.0	1.6	1.2	0.0	0.4	－	－	86.1	86.1	－	12.3	－
	令和2年	100.0	1.4	1.1	0.0	0.3	－	－	86.0	86.0	－	12.6	－

1. 資料は農林業センサスより。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄とする。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
令和2年	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
令和3年	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
令和4年	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

1. 高知県林業振興・環境部の資料より。
2. 年次は公表されている最近の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

保 有 形 態		総 土 地 面 積		林 野 面 積			人工比率 (B/A)
		面積(A)ha	比率	計ha	人工林(B)ha	天然林ha	
総 数		6,390	100.00	6,316	3,691	2,625	57.8 %
国 有 林		987	15.44	937	847	90	85.9 %
公 有 林	計	189	2.96	187	112	75	59.5 %
	都 道 府 県 有 林	64	1.00	64	64	0	100.0 %
	市 町 村 有 林	125	1.96	124	49	75	38.9 %
	財 産 区 有 林	0	0	0	0	0	0.0 %
私 有 林		5,214	81.60	5,192	2,731	2,461	52.4 %

1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とす
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県 内	県 外
実数 ha	平成 12年	4,490	2,269	2,221	410	1,819
構成比 %	平成 12年	100	51	100	18	82

1. 資料は2000年農林業センサスより。

③民有林の齢級別面積

(令和4年3月31日現在)

別 区分 ／ 齢級	総 数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林計	5,379.15ha	0ha	0.00ha	118.20ha	359.66ha	665.99ha	4,235.30ha
人工林計	2,843.58ha	0ha	0ha	74.10ha	180.27ha	407.86ha	2,181.35ha
スギ	1,408.45ha	0ha	0ha	1.48ha	15.77ha	100.04ha	1,291.16ha
ヒノキ	1,382.42ha	0ha	0ha	61.91ha	163.88ha	307.77ha	848.86ha
マツ	41.33ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	41.33ha
天然林計	2,535.57ha	0ha	0ha	44.10ha	179.39ha	258.13ha	2,053.95ha
天然林等	2,535.57ha	0ha	0ha	44.10ha	179.39ha	258.13ha	2,053.95ha
(備考) スギ(26.18 %) ヒノキ(25.70 %) マツ(0.77 %)							

1. 地域森林計画(森林資源構成表)の資料より。
2. 備考欄には主要樹種別の面積比率を記入する。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha		10～20ha		50～100ha	
1～5ha		20～30ha		100～500ha	
5～10ha		30～50ha		500ha以上	
1. 資料は2020年農林業センサスより。				総 数	0

⑤作業路網の状況

(ア)基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
基幹路網	11	25.33	
うち林業専用道	－	－	

1. 資料は、R3治山林道課より。

(イ)細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
森林作業道		23.58	

1. 資料は、R3治山林道課より。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギ・ヒノキ	-	別添図面

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位:百万円)

総 生 産 額 (A)		5,827
内 訳	第 1 次 産 業	855
	第 2 次 産 業	1,313
	第 3 次 産 業	3,659

1. 資料は、R元年度市町村経済統計より。

②製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額 (平成 年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	3	36	6,905

1. 資料は令和元年工業統計調査より。

(7) 林業関係の就業状況

区 分	従 業 者 数	備 考
森 林 組 合 作 業 班 員	3	(名称:芸東森林組合)
会 社 等 雇 用 就 業 者	2	
県 内 移 動 就 業 者	0	
県 外 移 動 就 業 者	0	
自 営 業 者	3	
一 人 親 方	0	
県 外 就 業 者	4	
合 計	12	

1. R2年度高知県林業就業者調査より。

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
集 材 機	0						
運 材 車	0						林内作業車
ク レ ー ン 類	0						
掘削系ショベル類	0						搬出、育林用等に係る土工用
動 力 枝 打 機	0						自動木登式
計	0	0	0	0	0	0	
(高性能機械)							
プ ロ セ ッ サ ー	0						枝払、玉切、集積用自走機
ハ ー ベ ス タ	0						伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フ ォ ワ ー ダ	0						積載式集材専用車輛
タ ワ ー ヤ ー ダ	0						タワー付き集材機
ス イ ン グ ヤ ー ダ	0						簡易索張方式、ブーム装備の集材機械
グ ラ ッ プ ル ソ ー	0						集積用自走機
計	0	0	0	0	0	0	

1. H30年度高知県林業機械器具調査より。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	しいたけ		炭	しきみ	さかき
		生	乾			
生 産 量	2,741m3	91Kg	6Kg	534,840Kg	498Kg	25Kg

1. R2年度高知県の森林・林業・木材産業より。

(10) その他必要なもの